

第三次神栖市国際化推進計画

～多様な価値観を豊かさに変え、グローバルな人材を育む神栖市を目指して～

- Toward a Kamisu City that transforms diverse values
into richness and fosters global citizenship -

神栖市

2024年(令和6年)3月

目次

1 はじめに

(1)計画策定の背景と趣旨	3
(2)計画の位置づけと期間	3
(3)総務省による「地域における多文化共生推進プラン」	3

2 神栖市の国際化の現状と課題

(1)神栖市の現状	4-12
(2)第二次計画期間における取組	13-17
(3)神栖市の課題	18-19

3 国際化推進の理念・基本方針

(1)国際化推進の理念	20
(2)理念の実現に向けた新たな基本方針	21

4 基本方針ごとの主な施策

【基本方針 1】多文化共生のまちづくり

(1)コミュニケーション	22-23
(2)生活環境	23-24
(3)相互理解の促進	25
(4)地域参画	25

【基本方針 2】グローバルな人材の育成

(1)姉妹都市・友好都市等との交流	25
(2)異文化や多様性を理解し受容できる柔軟な感覚の醸成	25
(3)外国語によるコミュニケーション力の向上	25

【基本方針 3】国際交流団体等との協働

【基本方針 4】本市を訪れる外国人への支援

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と趣旨

人的移動、情報、物流を含めた経済活動などが、従来の国家・地域の垣根を越えてグローバルに展開される昨今、経済・教育・文化・スポーツ等、様々な分野において、地球規模での交流や結びつきが急速に進んでいます。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、地球規模での気候変動の進行等、地域だけではなく世界とのつながりを日常的に感じる機会が増えてきています。

神栖市においても、2023年(令和5年)12月末現在で約3,000人の外国人が地域社会の一員として、働き、学び、暮らしています。

こうした国際化^{*1}の流れに的確に対応していくため、市が取り組むべき国際化推進施策の考え方や方向性を示す「第二次神栖市国際化推進計画」(以下、「第二次計画」という。)を2018年(平成30年)3月に策定し、各種施策を進めてきました。そして、2023年度(令和5年度)に計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの達成状況を把握し、新たな課題への対応や、社会情勢の変化に即した取組を進めるため、「第三次神栖市国際化推進計画」(以下、「第三次計画」という。)を策定するものです。

*1 国際化:多様な価値観の存在を許容し、共存する社会になること。一般的に「国際交流」と同義で使われることもあるが、「国際交流」は、物と人と企業活動などの相互交流であるとして、国際化とは区別する考え方もある。

(2) 計画の期間と位置づけ

本計画は神栖市総合計画の施策を具体的に推進していくための個別計画であることから、計画期間を同総合計画と同じ4年間とし、2024年度(令和6年度)から2027年度(令和9年度)までとします。

なお、総務省が推進する「地域における多文化共生推進プラン」としても位置づけています。

(3) 総務省による「地域における多文化共生推進プラン」

「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、総務省により2006年(平成18年)3月に策定されました。その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摶性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、2020年(令和2年)9月に改訂されました。以下の改訂のポイントに基づき、「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」の各施策から構成されています。

- 多様性と包摶性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- 受け入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受け入れの実現

地方公共団体においては、改訂されたプランを参考して地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直しや各種施策の推進が期待されています。

2 神栖市の国際化の現状と課題

(1) 神栖市の現状

①外国人数

本市在住の外国人は 2023 年(令和 5 年)12 月末時点で 2,996 人であり、総人口 94,295 人に占める割合は約 3.2% となっています。日本の総人口に占める外国人の割合(約 2.5%)^{※1} と比較すると、本市は全国平均を上回っています。(資料:神栖市の人口と推移(政策企画課)、人口推計(総務省統計局))

※1 2023年(令和 5 年)7 月 1 日現在の数値

国籍別ではベトナム(19.6%)が最も多く、次いでフィリピン(18.5%)、タイ(15.0%)、中国(13.4%)、と続いており、これら上位 4 か国で全体の約 7 割を占めています。(表 1-2)

過去 6 年間の経過を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い新規入国制限措置が講じられていた 2021 年(令和 3 年)を除き、外国人の数は年々増加傾向にあります。国籍別では、特にベトナム国籍及びインドネシア国籍の方の増加が顕著であり、2018 年(平成 30 年)と比較すると、2023 年(令和 5 年)は約 2.4 倍となっています(表 1-1)。

表 1-1 国籍別市内外国人人数

(各年 12 月末現在、単位:人)

順位 ^{※2}	国籍・地域	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
1	ベトナム	248	350	426	423	480	587
2	フィリピン	418	424	439	447	494	553
3	タイ	431	435	430	436	447	450
4	中国	624	619	553	478	436	402
5	インドネシア	99	108	126	123	174	235
6	ブラジル	164	194	193	180	170	152
7	台湾	132	142	139	137	131	125
8	韓国	96	99	106	100	103	101
9	ネパール	5	6	16	19	31	39
10	米国	-	11	11	13	9	10
その他		184	188	189	221	270	342
全 体		2,401	2,576	2,628	2,577	2,745	2,996
茨城県の外国人住民数		64,707	71,125	72,287	71,121	81,478	- ^{※3}
県内における本市の順位		9	9	9	9	9	- ^{※4}

(資料:在留外国人統計(出入国在留管理庁)、市民課調べ)

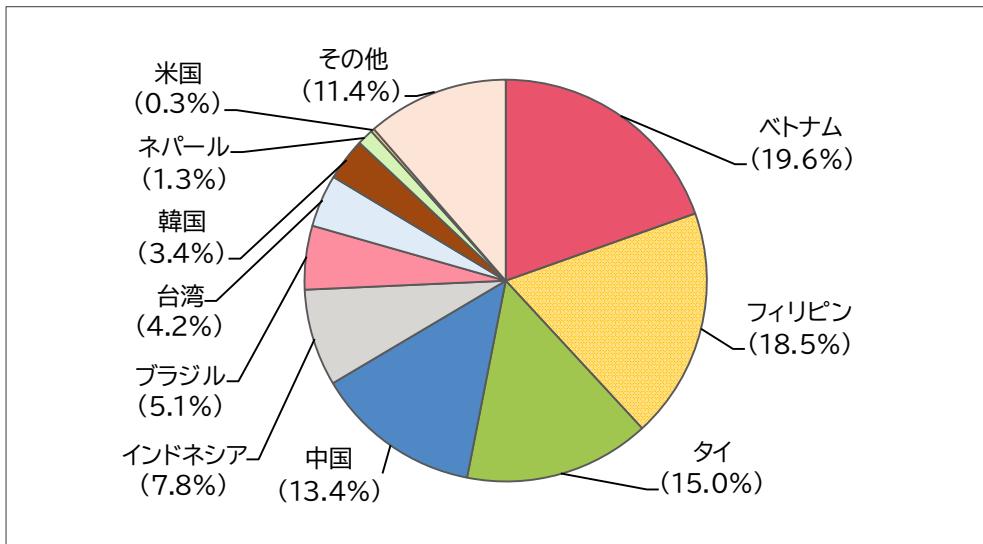
※2 順位は 2023 年基準

※3 2023 年 6 月末現在では、85,858 人

※4 2023 年 6 月末現在では、9 位

表 1-2 国籍別市内外外国人の割合

(2023年12月末現在)



(資料:市民課調べ)

在留資格別では、「永住者」(30.3%)が最も多く、次いで「技能実習」(25.7%)、「特定技能」(12.2%)、「定住者」(9.3%)、「日本人の配偶者等」(6.6%)の順に多くなっています。(表 2-1、2-2)。

過去 6 年間の経過を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「技能実習」で一時的な減少傾向が見られましたが、総じて継続的な増加傾向にあると言えます。特に、2019 年(平成 31 年)4 月に新設された「特定技能」が 2020 年(令和 2 年)以降大きく増加しています(表 2-1)。

表 2-1 在留資格別市内外外国人数

(各年 12 月末現在、単位:人)

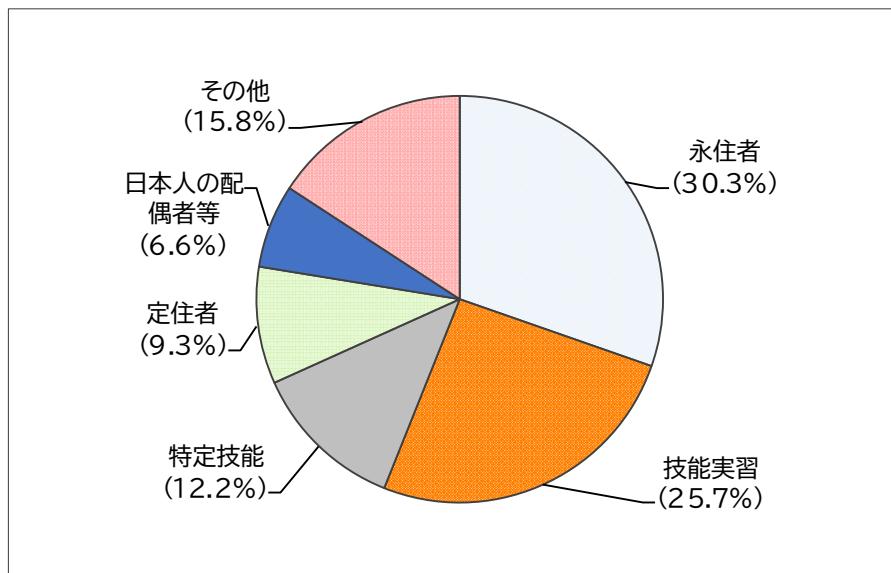
順位 ^{*1}	在留資格	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
1	永住者 ^{*2}	860	891	885	914	920	909
2	技能実習 ^{*3}	812	863	801	639	645	770
3	特定技能 ^{*4}	-	-	22	78	215	366
4	定住者 ^{*5}	241	271	279	273	285	279
5	日本人の配偶者等	214	222	210	207	197	199
6	技術・人文知識・ 国際業務	45	92	129	128	118	132
7	特定活動 ^{*6}	59	39	78	109	101	55
8	家族滞在	34	57	67	68	101	114
9	特別永住者 ^{*7}	48	47	51	49	49	49
10	永住者の配偶者等	32	35	37	38	42	42
11	教育	14	22	25	23	18	21
12	その他 ^{*8}	42	37	44	49	54	60
全 体		2,401	2,576	2,628	2,577	2,745	2,996

(資料:在留外国人統計(出入国在留管理庁)、市民課調べ)

- ※1 順位は 2023 年基準
 ※2 永住者：法務大臣より永住の許可を受けた者(原則 10 年以上在留している等)
 ※3 技能実習：2010 年 7 月 1 日の入管法改正により新たに創設され、さらに 1 号・2 号・3 号の区分がある。
 ※4 特定技能：2019 年 4 月 1 日の入管法改正により新たに創設され、さらに 1 号・2 号の区分がある。
 ※5 定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者(例：日系 3 世、インドシナ難民等)
 ※6 特定活動：法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)
 ※7 特別永住者：「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた平和条約関連国籍離脱者及びその子孫

表 2-2
在留資格別市内外外国人の割合

(2023 年 12 月末現在)



(資料：市民課調べ)

② 学校教育

2023 年(令和 5 年)5 月 1 日現在、市内の小中学校には 92 人の外国人児童生徒が在籍しています。市立軽野東小学校には日本語指導教室が設置されており、日常生活や、学校生活に必要な日本語能力が身につけられるよう支援を行っているほか、外国人児童生徒の保護者に対しても、面談や家庭訪問等の際に通訳者を派遣するなど、学校生活の不安解消に努めています。

外国語教育については、市内の全小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、新学習指導要領に基づき、小学校では 2017 年度(平成 29 年度)から低学年において外国語活動を年間 10 時間程度、中学年は週 1 時間の年間 35 時間程度、高学年は週 2 時間の年間 70 時間程度行い、児童生徒が生きた英語に触れ、英会話への関心や意欲の向上に努めています。さらに、2019 年度(令和元年度)から、ブリティッシュヒルズ英語研修(令和 5 年度：小学校 6 年生～中学校 2 年生対象)やイングリッシュキャンプ(令和 5 年度：小学校 5 年生～中学校 3 年生対象)、オンラインホームステイ(令和 4 年度：中学校 1 年生～中学校 3 年生対象)等の各種事業を実施し、外国語だけではなく、背景にある異文化への興味や理解を高める機会となっています。

③ 労働・雇用

本市では、「技能実習」および「特定技能」の在留資格取得者が市内外外国人全体に占める割合は31.3%で、県平均の26.7%を上回っており、水産業や農業を中心に特定産業分野で働く外国人が多いことがうかがえます。

④ 協力・関連団体による活動状況

本市では、神栖市国際交流協会や神栖市日中友好協会などの協力・関連団体において、外国人市民との交流支援、相互文化紹介等の活動を行っており、国際交流推進の一翼を担っています。

特に、神栖市国際交流協会は、2006年(平成18年)の設立以降、次のような活動を行っていました。

- ・国際交流フェスティバルなどの各種異文化交流イベントの開催
- ・日本語教室及び外国語(英語・中国語)教室の開催
- ・姉妹都市ユーリカ市との交流支援
- ・通訳、翻訳事業

一方で、第二次計画期間において、会員の高齢化や会員数の減少等による役員の成り手不足、活動時の負担の増加といった組織課題が顕在化するとともに、日本の在留外国人数が増加傾向にある中で多文化共生を含む国際交流施策の行政の積極的な対応が求められるようになってきました。

このような状況を背景として、2022年度(令和4年度)から神栖市国際交流協会の体制を変更し、市が主体となり神栖市国際交流協会が協力して各種事業を進める『市民協働』の国際交流に取り組んでいます。

◆2022年度(令和4年度)からの主な活動

- ・日本語ひろば(地域日本語教室の位置づけ)の開催支援
- ・姉妹都市ユーリカ市とのペンパル交流支援
- ・外国文化紹介イベント開催
- ・日本文化紹介イベント開催

▼外国文化紹介イベント(2023年)



▼日本文化紹介イベント(2023年)

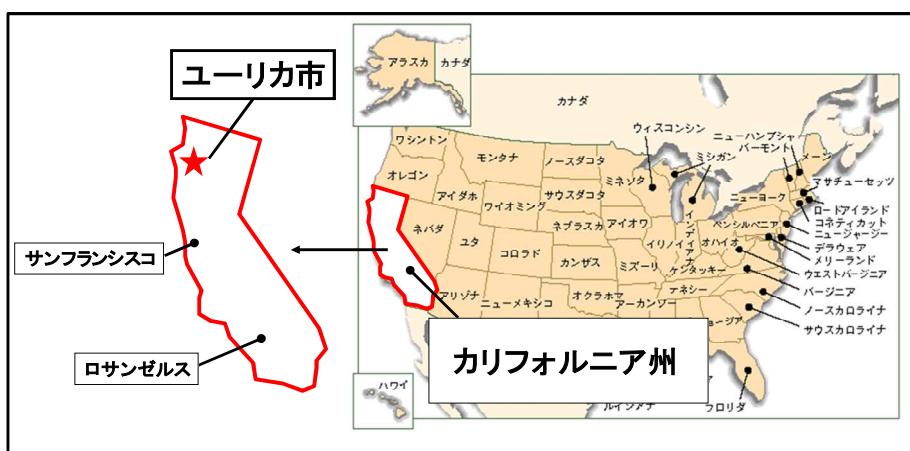


⑤ 姊妹·友好都市等

本市は1991年(平成3年)11月17日にアメリカ合衆国カリフォルニア州ユーリカ市と姉妹都市協定を、2009年(平成21年)2月16日に中華人民共和国浙江省紹興市上虞区(2013年(平成25年)に区制移行したため、当時は上虞市。)と友好都市協定を締結しています。

ア)姉妹都市・アメリカ合衆国カリフォルニア州ユーリカ市

本市とユーリカ市は、港があることや自然と産業が調和していることなどの共通性から1991年(平成3年)11月17日に姉妹都市協定を結び、交流を行ってきました。2021年(令和3年)には、姉妹都市協定締結30周年を迎えるました。



ユーリカ市の概要

位置:サンフランシスコの北約430km、カリフォルニア州北部に位置

面積:24km²

人口：約 26,500 人

自然: ハンボルト湾と壮大なレッドウッドの森林を有しています。

文化:芸術家の住人や美術館などが多く、市も芸術家を支援しています。

観光: 19世紀後半のビクトリア調建築物が並ぶオールドタウン、レッドウッド国立公園など

産業：林業、漁業、観光業を中心



レッドウッドの森



漁師の記念碑



ミルトン・カーソン邸宅

◇これまでの交流実績

- ・本市からは1990年(平成2年)から2008年(平成20年)に市長をはじめとする訪問団等を11回派遣(延べ177人参加)
- ・ユーリカ市からは姉妹都市委員会のメンバーである市長、教育関係者らが1991年(平成3年)から2000年(平成12年)までに4回来訪(延べ46人参加)
- ・中学生相互派遣交流を、1992年(平成4年)から2008年(平成20年)までに15回実施(本市から延べ132人、ユーリカ市から延べ116人参加)
- ・スポーツ・文化団体による交流を実施(例:柔道スポーツ少年団等)
- ・神栖市市制施行10周年記念式典へユーリカ市長の使節2人を招待し、各種交流事業を実施
- ・2018年度(平成30年度)に本市市長及び中学生2人を含む訪問団を派遣し、桜の植樹や中学生ホームステイ交流等を実施
- ・2021年(令和3年)11月17日、ユーリカ市議会において、ユーリカ市長より姉妹都市協定締結30周年記念宣言が発せられ、本市市長がオンライン出席
- ・2022年度(令和4年度)から、本市とユーリカ市の児童生徒・市民間でペンパル交流及びオンライン交流(両市市長含め延べ約80人参加)を実施

▼ユーリカ市訪問(2018年)



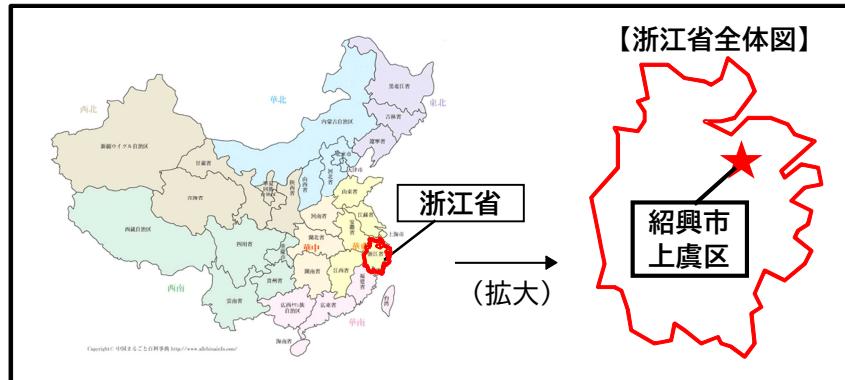
▼オンライン交流会(2024年)



イ)友好都市・中華人民共和国浙江省紹興市上虞区

神栖市日中友好協会の仲介により、2007年(平成19年)4月に(社)日中友好協会から、港があるなど本市と共通点がある上虞市(当時。以下同じ)の紹介を受けました。

2007年(平成19年)11月に本市から同市を訪問し、その後、相互に交流を重ね、2009年(平成21年)2月に友好都市協定の締結に至りました。



紹興市上虞区の概要

位置:中国浙江省東北部、杭州湾を隔てて上海市の対岸に位置

面積:1,362km²

人口:約 71 万人

気候:亜熱帯モンスーン気候。四季の変化がはっきりし、年間を通して温暖多湿。

産業:機械設備製造、化学工業、紡績など



上虞区の景色



上虞区の棚田



歴史的建造物

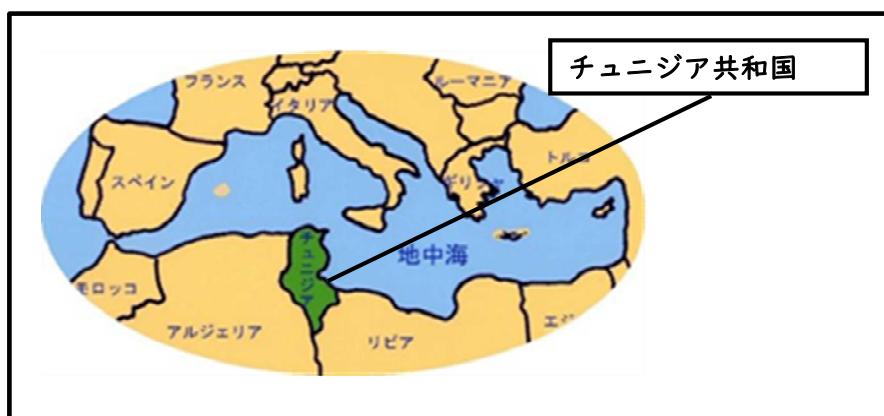
◇これまでの交流実績

- ・本市からは、2007 年(平成 19 年)と 2009 年(平成 21 年)に市長をはじめとする訪問団を計 2 回派遣(延べ 20 人参加)
- ・上虞区からは、市長をはじめ、行政や教育、企業関係者等のメンバーが 2008 年(平成 20 年)5 月、2010 年(平成 22 年)4 月及び 7 月に来訪。なお、2010 年(平成 22 年)7 月の来訪は、本市の市制施行 5 周年の記念式典に合わせて招待したもので、訪問団の代表による記念講演を実施
- ・上記の後、日中関係の国際情勢、東日本大震災の影響により、交流が一時途絶えるも、2017 年(平成 29 年)9 月に上虞区代表団 4 人が来訪

ウ)ホストタウン相手国・チュニジア共和国

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、茨城県にチュニジア共和国出身の留学生(筑波大学)が多く在住する縁から、茨城県から事前キャンプ誘致の紹介を受けました。

2018 年(平成 30 年)11 月に本市で同国オリンピック委員会による視察の受入を行い、事前キャンプ誘致に関する基本合意書を締結した後、2019 年(平成 31 年)2 月にホストタウンの登録に至りました。そして、同月、カヌー競技同国代表チームの事前キャンプ地として決定しました。



チュニジア共和国の概要

位置:アフリカ大陸最北端に位置する。西はアルジェリア、南はリビアに隣接し、北と東は地中海に面しています。

面積:163,610km²

人口:約 1,236 万人

自然:北部は地中海に面し、南部には砂漠地帯を有しています。

観光:ユネスコに登録されている世界遺産が 8 か所あります。また、北部には「チュニジアンブルーの街」として有名なリゾート地(シディ・ブ・サイド)があり、南部は映画「STAR WARS」の撮影地として知られています。

産業:製造業(繊維・衣料、自動車部品等)、有機農業、観光業など



チュニジアの世界遺産



シディ・ブ・サイド



STAR WARS 撮影地

◇これまでの交流実績

- ・本市からは、2018年(平成30年)から2020年(令和2年)にかけて、市長及び市職員が駐日チュニジア共和国大使館を計5回訪問
- ・チュニジア共和国からは、駐日チュニジア共和国大使をはじめ、大使館やオリンピック委員会等のメンバーが、2018年(平成30年)から2019年(令和元年)及び2021年(令和3年)に計4回来訪
- ・2021年(令和3年)7月、カヌー競技チュニジア共和国代表チーム5人が、神之池及び市民体育館において本市での事前キャンプを実施。期間中には、茨城県立波崎柳川高等学校カヌー部との交流会を実施
- ・2023年(令和5年)7月、駐日チュニジア共和国大使が退任の挨拶のため、本市市長を表敬訪問
- ・2019年(令和元年)及び2023年(令和5年)に、本市で開催したかみすフェスタ・消費生活展において、大チュニジア共和国展を開催

▼カヌー競技の事前キャンプ(2021年)



▼大チュニジア共和国展(2023年)



(2) 第二次計画期間における取組

① 第二次計画における施策の実施状況

基本方針 1. 多文化共生のまちづくり	
(1) 外国人が利用しやすい情報提供	
■行政情報をやさしい日本語や多言語等で提供	【実施しました】
・市役所での窓口対応や訪問事業等の際、音声翻訳機を利用するとともに、やさしい日本語表現による案内を実施しています(計 7 部署において、音声翻訳機や通訳サービスを活用)。	
・市ホームページは、英語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、中国語、ポルトガル語、韓国語の 7 か国語自動翻訳に対応しています。	
・ごみ分別ポスターは、英語、フィリピン語、タイ語、中国語、ポルトガル語の 5 か国語で作成されています。	
■多言語生活便利帳の更新	【未実施】
・2021 年度(令和 3 年度)に実施した外国人ニーズ把握調査等の結果に基づき、紙媒体に代わり、市ホームページ等 SNS を活用した提供方法について検討しました。	
■多言語生活情報アプリ(自治体国際化協会)の周知	【実施しました】
・市ホームページで周知を行いました。(※2020 年度(令和 2 年度)末にアプリの提供終了)	
■外国人技能実習生への情報提供方法の検討	【実施しました】
・神栖市多文化共生推進会議で、情報提供方法について検討しました。	
(2) 生活支援	
① 防災	
■要配慮者である在住外国人の住所把握	【実施しました】
・市内の外国人居住分布図を作成し、居住者の多い地域について把握しました。	
■外国人を含めた防災訓練の実施	【実施しました】
・2021 年度(令和 3 年度)に県主催の災害時外国人支援研修<実践研修>を行い、外国人市民も参加しました。また、2022 年度(令和 4 年度)には、防災に関する出前講座を実施し、実践研修と合わせて延べ 17 人の外国人市民が、防災意識や知識を学ぶ機会として活用しました。	
・市民参加型の総合防災訓練について、市ホームページなどの広報媒体で、外国人市民にも周知しました。	
■多言語防災ガイド(茨城県国際交流協会)の周知	【実施しました】
・市役所(政策企画課窓口)や国際交流イベントなどで配布し、周知を行いました。	
■災害時情報のやさしい日本語等による提供の検討	【実施しました】
・災害時に主要な情報入手先となる各種 WEB サイトなどの二次元コードを掲載した「かみす生活サポートカード」を作成し、外国人市民に配布することを検討しました。	
■避難者登録カードや災害時用ピクトグラムなどの避難所設置及び利用周知	【実施しました】
・避難所生活に必要な案内や誘導を示した掲示物を、多言語表記やピクトグラムを用いて作成し、設置しました。また、災害時外国人支援研修<実践研修>において、利活用訓練を行いました(2021 年度(令和 3 年度))。	
■訪日外国人の防災対策の検討	【実施しました】
・防災アプリや SNS などスマートフォンへ多言語で緊急情報等を発信できるようなシステムの導入や、訪日外国人向け情報発信アプリ等の周知について検討しました。	

②医療	■多言語対応医療機関リスト(茨城県国際交流協会)の周知 ・市ホームページでの周知を行いました。	【実施しました】
	■メディカルハンドブック(茨城県国際交流協会)の利用促進 ・市ホームページでの周知及び市役所(政策企画課窓口)での配布を行いました。	【実施しました】
③相談体制	■外国人相談センター(茨城県国際交流協会)の周知 ・市役所でのポスター掲示や市ホームページなどの広報媒体において周知を行いました。	【実施しました】
	■市が行う法律相談での通訳・翻訳事業(神栖市国際交流協会)の活用周知 ・市ホームページで周知を行いました。(※2021年度(令和3年度)末に事業終了)	【実施しました】
④日本語教育	■外国人児童生徒・保護者に対する、面談や家庭訪問時の通訳派遣等 ・日本語指導教室(市立軽野東小内)に所属する通訳者が各種面談等へ同行し、学校生活などに関する保護者の不安解消に努めました。 ・県グローバル・サポート事業を活用した進路ガイダンス(NPO 法人コモンズ)について、市内の全小中学校へ周知を行いました。	【実施しました】
	■日本語教室(神栖市国際交流協会)の周知 ・外国人市民が参加する各種イベントなどで周知を行っておりましたが、2022年度(令和4年度)からは市が運営する事業となり、市ホームページなどの広報媒体を活用した周知も行いました。	【実施しました】
(3)外国人の地域参画の推進	■外国人児童生徒の日本語教育推進 ・日本語指導教室(市立軽野東小内)に所属する日本語指導員7人を、外国人児童生徒のいる市内各小中学校に派遣し、巡回形式で日本語支援を行いました。特に該当児童数が多い学校(3校)については、専任の日本語指導者を配置しました。	【実施しました】
	■外国人が地域活動へ参加しやすい環境づくり ・市内で開催するイベントなどの情報を、市ホームページで多言語発信することで、外国人市民に地域活動へ関心をもってもらうよう努めました。	【実施しました】
基本方針 2. グローバルな人材の育成		
(1)国際理解の推進		
	■国際理解教育の充実 ・市内全小中学校へ外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語(英語)の授業や学校行事において、自国の生活や文化の紹介などを行いました。 ・ブリティッシュヒルズ英語研修(令和5年度:小学校6年生～中学校2年生対象)・イングリッシュキャンプ(令和5年度:小学校5年生～中学校3年生対象)・オンラインホームステイ(令和4年度:中学校1年生～中学校3年生対象)などの事業を通じて、児童生徒が直接異文化に触れ、多様性を理解する機会をつくりました。	【実施しました】
	■国際交流団体と連携した異文化体験機会の提供 ・神栖市国際交流協会と協力して、姉妹都市ユーリカ市との交流(ペンパル交流、オンライン交流会など)やはさき漁業協同組合所属の技能実習生と市内高校生との交流会を実施しました。	【実施しました】

(2)外国人とのコミュニケーション力の向上	
■児童生徒に対する充実した英語教育の提供	【実施しました】
・市内全小中学校へ外国語指導助手(ALT)を配置し、新学習指導要領に基づく外国語活動を実施しています。(小学校低学年:年間 10 時間、中学年:週 1 時間の年間 35 時間、高学年:週 2 時間の年間 70 時間)	
■社会人が外国語を学ぶ機会の提供	【実施しました】
・公民館等において、英語や中国語などの外国語を学ぶ市民講座を定期的に開催しました。	
■やさしい日本語講座等の実施の検討	【実施しました】
・2022年度(令和4年度)から、市民を対象とした「やさしい日本語講座」(筑波大学との学術指導)や、市職員を対象とした「やさしい日本語研修」(出入国在留管理庁等)を実施しました(両講座をあわせて、延べ120人以上が参加)。また、2022年度(令和4年度)には、「初級日本語ボランティア養成講座」(茨城県国際交流協会共催)を開催しました(22人が参加)。	
・神栖市国際交流協会と協力して、地域日本語教室としての位置づけを持つ「日本語ひろば」等を開催し、毎年50人以上の外国人市民が、生活に必要な日本語を通年で学びました。	
(3)姉妹・友好都市との交流	
■姉妹・友好都市との各種交流事業の調整	【実施しました】
・2018年度(平成30年度)に姉妹都市ユーリカ市への親善訪問事業を実施しました。	
・2021年度(令和3年度)から、姉妹都市ユーリカ市の児童生徒とのペンパル交流を再開しています。	
・2022年度(令和4年度)から、姉妹都市ユーリカ市との市民間オンライン交流会を実施しています(ペンパル交流を含め、両市あわせて延べ200人以上の児童・生徒・市民が参加)。	
・友好都市である紹興市上虞区とは、ニューイヤーカードの送付等、行政レベルでの定期的なコミュニケーションを図りました。	
基本方針3. 国際交流団体への支援等	
(1)国際交流団体への支援	
■市の国際交流団体との情報共有及び各種活動支援	【実施しました】
・神栖市国際交流協会が実施する各種異文化体験事業について、補助金を交付し支援を行いました。	
(2)関係機関との連携	
■国・県・茨城県国際交流協会など、関係団体との連携	【実施しました】
・「市町村国際交流協会・市町村等ネットワーク会議」(茨城県国際交流協会)をはじめとする各種会議や研修会などに参加し、情報共有を行いました。	
■JICAの青年海外協力隊派遣の活動紹介など	【未実施】
・青年海外協力隊の募集案内を行うにとどまり、実際の経験者からの活動紹介などは行っていません。	
基本方針 4. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会およびインバウンドを見据えた訪日外国人への支援	
■宿泊施設関係者への研修等の実施	【実施しました】
・宿泊施設関係者にむけて、インバウンド対応おもてなし研修を実施しました。	
■神栖市観光ガイドの多言語表記	【未実施】
・観光ガイド改訂のタイミングに合わせて、多言語表記化を行うことを検討するに留まりました。	
■アントラーズホームタウン DMO との連携による各種事業の実施	【一部実施しました】
・アントラーズホームタウン DMO と連携して、中国から訪日した小学生のサッカーハウスにおいて、アントラーズスクールを開催しました。	

第二次計画における施策の実施状況については、上記のとおり、ほぼ全ての施策について着手しました。

②在住外国人ニーズ把握調査結果

本市では、市内在住外国人のニーズを把握し、多文化共生に関する施策を検討するための基礎資料とする目的として、2021年度(令和3年度)に、アンケート調査を実施しました。

【実施期間】2021年(令和3年)9月13日～9月30日

【対象者】本市に在住または在勤の外国人 897人(無作為抽出)

【回答者数等】290人(回収率32.3%)

主な調査結果(単純集計)は次のとおりです。なお、複数回答の場合、回答数の合計は回答者数(100%)を超える場合があります。

■ 情報収集のために使用する道具

	回答数	割合
スマートフォン	264	91.3%
タブレット	31	10.7%
パソコン	42	14.5%
テレビ	88	30.4%
ラジオ	11	3.8%
その他	9	3.1%
道具は持っていない	4	1.4%
無回答	1	0.3%
合計	450	155.7%

「スマートフォン」が91.3%(264人)と最も高く、次いで「テレビ」が30.4%(88人)と続いていますが、全体的にはSNSを活用した情報収集を行っている傾向があります。

■ 分かる言葉

	回答数	割合
日本語	100	34.6%
やさしい日本語	139	48.1%
英語	41	14.2%
中国語(簡体字)	85	29.4%
中国語(繁体字)	27	9.3%
タイ語	41	14.2%
フィリピン語	45	15.6%
ポルトガル語	17	5.9%
その他	29	10.0%
無回答	2	0.7%
合計	526	182.0%

「やさしい日本語」が 48.1%(139 人)と最も高く、「日本語」(34.6%(100 人))とあわせると、約 8 割の外国人市民が、日本語での理解が可能と回答しています。難しい言葉を言い換え、ゆっくり話すことで、比較的多くの外国人市民と日本語でコミュニケーションをとることができます。

■ 普段の生活で困っていること

	回答数	割合
在留資格について	20	6.9%
年金について	40	13.8%
健康保険について	29	10.0%
税金について	54	18.7%
災害情報について	26	9.0%
ゴミ関係について	21	7.3%
地域情報について	29	10.0%
その他	22	7.6%
困っていることは特にない	143	49.5%
無回答	11	3.8%
合計	395	136.7%

「困っていることは特にない」が 49.5%(143 人)と最も高く、問題なく本市での生活を送っている外国人市民が一定数いることが分かります。一方で、税金や年金などの社会保障に関して困難を感じていることもうかがえます。

■ 神栖市の住みやすさ

	回答数	割合
とても住みやすい	85	29.4%
住みやすい	148	51.2%
どちらでもない	40	13.8%
住みにくい	5	1.7%
とても住みにくい	2	0.7%
無回答	9	3.1%
合計	289	10.0%

「住みやすい」が 51.2%(148 人)と最も高く、「とても住みやすい」(29.4%(85 人))とあわせると、約 8 割の外国人市民が住みやすさを感じていることがうかがえます。

(3) 神栖市の課題

■ 外国人の防災対策

日本は、世界的に見ても自然災害が多い国と言われています。外国人の中には、来日して初めて地震などを体験した人も少なからずおり、日本人市民が持つ自然災害に対する意識や防災知識などを持ち合わせていないことがあります。また、災害時は、「避難」「勧告」など日常ではありませんが使用されない専門用語が多用され、日本語を流暢に話す外国人であっても十分な理解が難しいとの声もあります。そこで、このような事情を踏まえた防災対策が必要です。

第二次計画においても、防災についての施策を掲げ実施してきましたが、引き続き、防災訓練や出前講座などを活用した防災学習の充実や、多言語及びやさしい日本語による災害時の情報提供が重要な課題となっています。

■ 外国人への情報提供

情報収集手段が多様化し、所有する情報量や内容が生活に影響を与える情報化社会において、必要且つ正しい情報を得ることは必要不可欠です。

行政情報については、窓口での音声翻訳機や市ホームページでの自動翻訳機能などを活用した多言語での情報提供に取り組んできましたが、全ての外国人市民が、必要とする情報を問題なく入手できている状況には至っていません。言語の障壁なく行政情報にアクセスしやすい仕組みづくりや、情報共有できる場の形成など、言語の違いによる情報格差を縮小し、誰も置き去りにしない体制づくりが継続課題となっています。

■ 多文化共生意識の醸成

本市には、2023年(令和5年)12月末現在で約3,000人の外国人市民が暮らしおらず、今後も増加傾向が続くことが想定されます。安心・安全な生活への希望は、国籍や年代などを問わず、誰もが共通して持っています。その実現のためには、国籍や文化の異なる人々が、同じ地域社会の構成員として、互いに様々な差異を認め、尊重し合いながら、暮らしやすいまちを作ることをめざす必要があります。

誰しも、自分が知らないことや違うことに対し、少なからず戸惑いを感じるものですが。そこから1歩踏み出し、ともにまちづくりを行う仲間として、まず相手を知ろうとする姿勢、そして受け入れる勇気が求められています。行政として、本市が目指す多文化共生の在り方について、広く市民に知ってもらう効果的な取組や、多様なルーツを持つ市民同士が対等な関係を築けるよう、その始点となる「知り合う」機会の創出など、多文化共生意識に係る土壌づくりも重要な課題です。

■ 姉妹都市・友好都市等との交流

姉妹都市であるユーリカ市や、友好都市である紹興市上虞区、また、ホストタウン相手国であるチュニジア共和国との交流は、世界を舞台に活躍できるグローバルな人材育成と、民間レベルでの平和友好の連帯づくりに寄与するものです。英語をはじめとする外国語や外国の文化・歴史などに実際に触ることで、世界への興味、関心を高め、外国語によるコミュニケーション力、異文化理解力、多様性に寛容な国際感覚などを身につけることに繋がっていきます。

特に、姉妹都市交流については、一度途絶えた期間もありましたが、2018年度(平成30年度)から

再開し、少しずつ着実に交流を積み重ねています。相互派遣やインターネットなどの情報通信技術を活用した交流など、時代や情勢などに即した効果のある交流方法について常に検討するとともに、行政及び協力団体間の関係強化や拡充に取り組み、持続可能な交流事業を実施することが課題です。

■ グローバルコミュニケーション力を育む機会の提供

神栖から世界へ。視野や関心の幅を広げ、グローバルに自己実現できるよう、その基礎となるグローバルコミュニケーション力を育む場所や機会が必要です。グローバルコミュニケーション力は、言語によるコミュニケーションをとる力と、異文化や多様性を理解し受容できる国際感覚の両輪で成り立つものです。前項で記載した姉妹都市・友好都市等との交流だけではなく、行政と神栖市国際交流協会をはじめとする各種団体が協働して、外国語や国際感覚を養うことを目的とした市民講座等の生涯学習や各種交流の機会を拡大することが求められています。

3 國際化推進の理念・基本方針

(1)国際化推進の理念

多様な価値観を豊かさに変え、グローバルな人材を育む神栖市を目指して

- Toward a Kamisu City that transforms diverse values
into richness and fosters global citizenship -

第二次計画において、理念として掲げていた「多文化共生の推進」と「グローバルな人材育成」という二つの視点は、第三次計画においても引き続き、本市の国際化を進める主軸です。

神栖市が目指す「多文化共生」とは、国籍や文化等の違いに関係なく、神栖市民として、

- ・敬意を持ち合い、対等・平等な関係を築きながら、ともに生きること
- ・自分らしく、安心・安全に暮らせるまちを、ともにつくること
- ・多様な価値観を理解し認め合い、豊かさとして生かすこと(新たな価値を創造すること)

この 3 つのこととを実現した社会が、多文化共生社会であると考えています^{※1}。

本市で暮らす外国人市民の数は、第二次計画策定時以降も増加しており、総人口に占める割合が全国平均を上回っています。本市において、誰もが安全で快適な生活を送ることができるように、市民が主体のまちづくりを進めるために、多文化共生を推進する必要があります。

また、様々な分野において地球規模で相互に関連し合う現代は、国籍や文化等の違いに関わらず、社会参加できる力が求められる時代です。そのため、市民が、基礎力となる言語コミュニケーション力や、異文化理解力、多様性に寛容な国際感覚等を養うことができる環境づくりが必要です。同時に、このような力は、多文化共生を推進する中で育まれるものもあり、「多文化共生の推進」と「グローバルな人材育成」は相関関係にあると言えます。

以上のことから、第三次計画では、「多様な価値観を豊かさに変え、グローバルな人材を育む神栖市を目指して」を新たな理念として掲げ、現状の課題や目指すべき将来像に合わせた、次の4つの基本方針により国際化に関する施策に取り組んでいきます。

※1 総務省は、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年3月)において、多文化共生を『国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと』と定義している。

(2) 理念の実現に向けた新たな基本方針

基本方針1 多文化共生のまちづくり

言語等の障壁により、地域社会において弱い立場に置かれやすい外国人市民が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちと言えます。国籍等の違いを超えて、困った時や自然災害などの生命にかかる緊急時等、相談や助け合いができる環境が身边にあるまちづくりを目指します。また、多様なルーツを持つ市民が、主体的に地域参加できる環境づくりに取り組みます。

基本方針2 グローバルな人材の育成

姉妹都市・友好都市等との交流をはじめとする各種交流事業を通じて、異文化や多様性等の理解を促進し国際感覚の醸成に取り組むとともに、外国語教育等により言語能力の向上を図り、グローバルコミュニケーション力に長けた人材の育成に努めます。

基本方針3 國際交流団体等との協働

国・県などの関係機関と連携を図るとともに、神栖市国際交流協会をはじめとする国際交流団体との協働により、一人でも多くの市民が、同じ地域社会の構成員として互いに様々な差異を認め、尊重し合う多文化共生意識を持つ機会や場所の創出を推進します。

基本方針 4 本市を訪れる外国人への支援

本市では、市民及び来訪される方の交流拠点として、東国三社のひとつとして数えられる息栖神社周辺や神之池緑地の整備を進めており、また1年を通じた温暖な気候と豊かな運動施設を活用したスポーツツーリズムを推進する等、今後交流人口の増加が見込まれます。本市を訪れる外国人が安心して滞在でき、また応対する市民も交流を楽しめるよう支援します。

4 基本方針ごとの主な施策

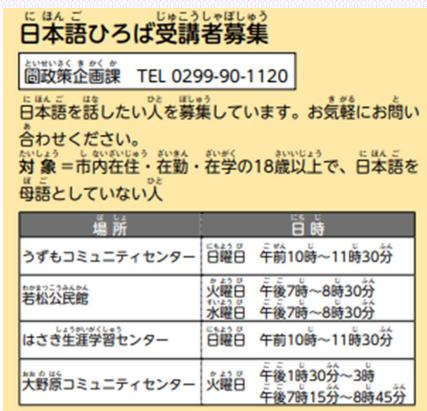
基本方針1 多文化共生のまちづくり

(1) コミュニケーション

① 分かりやすい情報提供

- 市役所窓口において、やさしい日本語や、自動翻訳及び通訳サービス等を活用した多言語による案内や説明に努めます。
- 市役所から書面で発信する情報について、出来る限り、ルビ付きの記載や多言語での併記に努めます。
- 市ホームページにおいて、外国人市民が情報を探しやすいよう、掲載内容及び構成について随時整理します。
- 「多言語生活便利帳(2014年版)」に代わる「かみす生活サポートカード」を配布し、生活に必要な情報入手先について周知します。(新)
- インターネットを介した各種デジタルサービスの更なる活用、地域社会や外国人を雇用する企業・団体との連携等、外国人市民に確実に届く、効果的な情報発信方法について調査検討します。

▼ルビ付き情報発信の記載例



▼かみす生活サポートカード

(2024年3月作成)



② 日本語学習機会の充実

- 本市の地域日本語教室としての位置づけを持つ「日本語ひろば」など、外国人市民が、生活に必要な日本語を身につける機会の提供及び周知を図ります。
- 市立軽野東小学校にある日本語指導教室「わくわくワールド」を中心に、外国人児童生徒の日本語教育を推進します。

■市職員及び日本人市民を対象とした「やさしい日本語講座」の開催など、外国人市民との意思疎通に有用な共通言語として、やさしい日本語の普及に努めます。(新)

▼日本語ひろば



▼やさしい日本語講座(2024年)



(2)生活環境

①防災及び自然災害時支援

- 自然災害による避難が必要な場合に、避難する場所が一目で分かるよう、避難場所及び避難誘導看板等のピクトグラム表示や多言語併記を継続して進めます。
- 「かみす生活サポートカード」の配布を通じて、最寄りの避難場所が分かる「VACAN Maps」^{※1}の周知に努めます。(新)
- 自然災害時に市役所から発信する情報について、やさしい日本語や多言語を使った表現のほか、漏れなく伝達する方法を引き続き検討します。
- 自然災害時に、要配慮者である外国人市民の安否確認等、迅速で円滑な支援ができるよう、日常時における外国人市民の人数や所在の把握に努めます。
- 外国人市民が持つ自然災害に対する意識や防災知識を高めるため、出前講座等を活用した防災学習を推進します。(新)
- 自然災害時に適切な行動ができるよう、本市で実施している総合防災訓練等への外国人市民の参加促進を図ります。また、参加を通じて、国籍を問わず、地域社会の構成員として、市民間における自助・共助の意識醸成につなげます。

※1 VACAN Maps:株式会社バカンが提供するリアルタイム空き情報配信プラットフォームの機能の一つ。

本市は、株式会社バカンと「災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定」を締結しており、市内にある避難所の開設状況や混雑状況をリアルタイムにインターネット上で確認することができる。

▼防災出前講座



②感染症流行に係る支援

- 予防接種等、市役所から提供する情報について、やさしい日本語やルビ付き記載等を活用して、外国人市民に分かりやすい案内に努めます。(新)
- 市ホームページ等での周知の他、地域社会や外国人を雇用する企業・団体等と連携して、必要な情報共有を図ります。(新)

③生活に係るルール等の周知

- ごみの分別方法等、地域で協力し合い暮らすために必要なルールについて、市ホームページでの多言語による周知と併せて、転入時や検診時等を活用した周知方法について検討します。
- 防犯対策や交通ルール等、安全に暮らすために必要なルールについて、日本での生活に不慣れな外国人市民が地域の方々と一緒に学ぶ等の機会を、関係団体・組織や国際交流団体等と連携して創出します。(新)

④各種相談体制

- (公財)茨城県国際交流協会で行っている外国人相談センターの業務内容を広く周知し、引き続き利用促進を図ります。
- 出入国在留管理庁等、在留外国人に関する4省庁8機関により運営されている外国人在留支援センターの各種相談窓口について広く周知し、対面だけではなく電話及びオンラインによる利用促進を図ります。(新)
- 関係部署や国際交流団体等と連携して、外国人市民が困りごとを気軽に相談できる窓口や体制について検討します。(新)
- 外国人児童生徒及びその保護者への支援として、市内や近隣地域で実施される進路ガイダンスの周知を図るとともに、各種面談や家庭訪問時等に通訳者を派遣します。

(3)相互理解の促進

- 神栖市が目指す多文化共生社会の在り方について、広く市民に知つてもらうため、出前講座やワークショップ等の開催を通じて、意識共有を図ります。(新)
- 多様なルーツを持つ市民が、同じ地域に住む住民同士として知り合い、相互に理解を深めるきっかけとなるような各種交流機会を創出します。(新)

(4)地域参画

- まちづくりの主体者として、国籍を問はず広く市民が積極的に地域社会に関わることを目指し、各種交流事業等を通じて市民同士の繋がりを作り、身近な地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。
- 各種交流事業について、神栖市国際交流協会等の国際交流団体だけではなく、広く外国人市民等にも企画や運営時からの参加を呼びかけます。(新)

基本方針2 グローバルな人材の育成

(1)姉妹都市・友好都市等との交流

- 英語によるコミュニケーション力と異文化理解の促進を図るため、姉妹都市とのペンパル交流やインターネットを活用したオンライン交流会を継続して実施します。
- 児童生徒をはじめとする市民の相互派遣を含め、時代や情勢などに即した効果的な交流方法について引き続き検討します。

(2)異文化や多様性を理解し受容できる柔軟な感覚の醸成

- 国際交流団体等と連携して、多様なルーツを持つ市民同士が、それぞれの文化や言語の紹介等を通じて、文化や価値観の違いを互いに学ぶ機会を提供します。
- 学校教育やワークショップの開催等を通じて、国際理解教育の充実を図ります。

(3)外国語によるコミュニケーション力の向上

- 学校教育において、児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保するため、新学習指導要領に基づく外国語指導助手(ALT)による英語教育の他、各種課外研修の実施や姉妹都市・友好都市等交流の活用等、充実した英語教育を継続します。
- 生涯学習講座における外国語講座や異文化交流事業等、市民が様々な言語に触れ、学ぶ機会を提供します。

基本方針3

国際交流団体等との協働

- 神栖市国際交流協会をはじめとする国際交流団体等と情報を共有し、市民が多様な文化や価値観に触れ、多文化共生意識の理解を深める事業や姉妹都市・友好都市等との交流について、ともに考え、協力して実施します。
- 国、県、(公財)茨城県国際交流協会等との情報共有及び連携を図り、多文化共生推進や国際交流に係る各種講座や補助事業等を、本市の実情に合わせて、積極的に活用します。

国際交流団体等との協働例 ▶



基本方針 4

本市を訪れる外国人への支援

- 多種多様な文化や信仰を持つ方々が訪れる事を想定し、観光スポットや宿泊施設、周辺地域の関係者へ、やさしい日本語や異文化等についてを学ぶ機会を提供します。
- 観光案内看板や観光ガイド等の改修・改訂に合わせて、ピクトグラム等を追加するなど、外国人来訪者にもわかりやすい表記に努めます。

▼ピクトグラム等表記例



▼観光スポット例(息栖神社)



第三次神栖市国際化推進計画
令和 6 年 3 月策定

発行 神栖市
編集 神栖市企画部政策企画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5
電話 0299-90-1111(代表)
FAX 0299-90-1112